

鹿角市地球温暖化対策実行計画の改定について

環境省の「温暖化対策実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）」では「必要に応じ、機動的に同計画を見直す」とされている。温対法に基づく促進区域の指定及び二酸化炭素の排出量の推計値について改定を行いたい。

I 温暖化対策の推進に関する法律（温対法）に基づく促進区域について

1 促進区域について

温対法では「促進区域」の指定を市町村の努力義務、鹿角市温暖化対策実行計画では「今後の動向を注視しながら、別途設定する」としている。

民有地で実施されるかづのパワーに売電する再エネ発電事業は、現在、環境省の交付金（重点対策加速化事業）の補助対象となっていないが、促進区域を指定し、その区域内で実施される脱炭素化促進事業は補助対象とすることができ、民有地における発電事業の促進ができる。

■ 重点対策加速化事業の補助対象

	公有地	民有地
自家消費	補助対象	補助対象
かづのパワーへの売電	公募で選ばれた事業は 補助対象	補助対象外 ※促進区域内で実施される脱炭素 化促進事業は補助対象

2 促進区域の設定方法について

環境省は4つの「設定例」を示しているが、あくまで例であり、特に設定方法に制限はない。他市町村では、太陽光発電を対象にして「市公共施設」や「民有地の屋根上」などといった指定をしている例が多い。

類型	概要	環境省ハンドブックに記載	市町村事例数
広域ゾーニング型	いくつもの規制区域の地図を重ねあわせて促進区域を洗い出す方法	○	2
街区指定型	●●商業地域というように指定する方法	○	5
公有地・施設指定型	公有地・公共施設を指定する方法	○	23
事業提案型	事業提案を募集し、提案のあった地域を促進区域に指定する方法	○	7
屋根上型	「民家の屋根上」というような指定方法		9
除外型	「●●以外の地域」というような指定方法		3

※事務局が各市町村の温暖化対策実行計画を確認し分類したもの。なお、「公共施設及び事業提案を受ける」など、複数の類型を採用している自治体も多数あるため、上記票の合計は促進区域を設定している自治体数とは一致しない。

3 本市の促進区域について

本市の促進区域は次のとおりとしたい。

対象電源：2030 年度までの導入が容易かつ秋田県が環境配慮基準等を定めていることから、「太陽光発電」を促進区域の対象電源とする。

促進区域：次の条件をすべて満たす市内の遊休地とする。

○条件

- ・国が定める促進区域に含めない区域ではないこと（参考資料 2）
- ・県が定める促進区域に含めることが適切ではないと認められる区域ではないこと（参考資料 2）
- ・鹿角市景観計画の「大湯環状列石重点地域」ではないこと（参考資料 3）
- ・農地ではないこと
- ・地権者及び近隣住民から太陽光発電事業の実施について理解を得られる土地であること。
- ・将来発電事業が実施されることについて、経済産業省の再エネ特措法に係る「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」、環境省の「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」を参考に説明を行い、理解が得られる土地であること
- ・将来発電事業が実施されることで野生生物による被害や不法投棄の防止など、地域の安全の向上に資する土地であること

※再エネ特措法…再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法

なお、促進区域を指定した自治体数は令和 6 年 7 月末時点で 43 にとどまっており、それぞれの地域に適した促進区域の指定方法の模索が続いている。

本市も制度の改正状況や他自治体の指定状況等を注視し、必要に応じて見直しを実施していく。

II 二酸化炭素排出量の推計について

1 人口推計の更新に基づく二酸化炭素排出量の推計について

現温暖化対策実行計画は「鹿角市人口ビジョン（平成 27 年 10 月）」の「展望シナリオ」の人口をベースに二酸化炭素排出量を推計していた（2030 年 27,095 人）が、2024 年 8 月 31 日の鹿角市人口は 27,260 人である。

国立社会保障・人口問題研究所が令和 5 年度に公表した「日本の地域別将来推計人口」によると 2030 年の本市の人口は 23,101 人と推計されており、乖離幅が大きくなっていくと予想されるため、最新の推計値を基に 2030 年度の二酸化炭素排出量の再推計を行う。

■鹿角市総人口推計

2020 年	2025 年	2030 年	2035 年	2040 年	2045 年	2050 年
29,088	25,808	23,101	20,603	18,305	16,193	14,230

※国立社会保障・人口問題研究所 「日本の地域別将来推計人口（令和 5 年度公表）」

2030 年度の推計排出量について、産業部門は人口以外に製造品出荷額等にも影響されるため、近年の傾向を鑑み 2020 年度の値と同等とし、他の部門はその性質や近年の傾向を鑑み 2020 年から 2030 年の人口減少比と同率（20.6%）で減少するとすれば、その推計値は以下のとおり。

■2030 年度 CO2 排出量再推計

部門	CO2 排出量	備考
産業部門	5.8 万 t-CO2	2020 年度と同等
その他部門	12.3 万 t-CO2	2020～2030 年の人口比率で減少
計	18.1 万 t-CO2	

2 森林資源量

現温暖化対策実行計画 2030 年度の森林の二酸化炭素吸収量は、2018 年度の吸収量から人口減少率と同程度の 10%減少すると仮定し、14.8 万 t-CO2 になると試算していた。

2016 年度から 2021 年度までの森林の材積量の実績に基づき再度検討すると、2030 年度

の森林吸収量は 16.1 万 t-CO₂ と推計される（別添令和 5 年度第 3 回協議会資料参照）。

3 ゼロカーボンシナリオ変更の可能性

以上の推計値を基に、対策によって削減が必要な二酸化炭素排出量は 2.0 万 t-CO₂ となる。

■二酸化炭素排出量再推計値等まとめ

（単位：万 t-CO₂）

	従来推計値	再推計値	増減
CO ₂ 排出量	22.1	18.1	▲4.0
森林吸収量	14.8	16.1	+1.3
対策によって必要な CO ₂ 排出量	7.3	2.0	▲5.3

4 実行計画の主な改定方針

- ①2030 年二酸化炭素排出量の推計値及び各項目の目標値の更新をする。
- ②実行計画策定後に判明した市民ニーズ等を勘案し、省エネなどの取組を強化するほか、EV について見直しを実施する。
- ③温対法に基づく促進区域に関する記載を更新する。

5 今後の予定

令和 6 年 1 2 月 地球温暖化対策実行計画改定案を協議会に提示

令和 7 年 1 月 パブリックコメント

令和 7 年 3 月 地球温暖化対策実行計画改定版を公表